

- 一 登録番号 第五号及び第八号
二 特定登録調査機関の名称 株式会社パソナグループ
三 業務休止日 令和二年十月一日
四 先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地
株式会社パソナグループ
東京都千代田区大手町二丁目6番2号

五 登録の区分 一(計測)、二(応用物理)、三(分析診断)、四(応用光学)、五(光デバイス)、六(事務機器)、七(自然資源)、八(アミューズメント)、九(住環境)、十(自動制御)、十一(動力機械)、十二(運輸)、十三(一般機械)、十四(生産機械)、十五(搬送)、十六(繊維包装機械)、十七(生活機器)、十八(熱機器)、十九(医療機器)、二十(無機化学)、二十一(金属・金属加工)、二十二(電気化学)、二十三(半導体機器)、二十四(生命工学・医療)、二十五(有機化学)、二十六(環境化学)、二十七(プラスチック工学)、二十八(高分子)、二十九(繊維・積層体)、三十(有機化合物)、三十一(電子商取引)、三十二(インターネット)、三十三(情報処理)、三十四(伝送システム)、三十五(電力システム)、三十六(デジタル通信)、三十七(映像システム)、三十八(画像処理) 及び三十九(電気機器)

○国土交通省告示第六十三号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和二年から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和二年十月一日

- 国土交通大臣 赤羽 一嘉
一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
蛇ノ谷川

(二) 砂防法第二条の土地の表示

イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線、標柱三十九号と四十号を平成二十七年国土交通省告示第二十八号で指定した同号七及び平成二十八年国土交通省告示第六百四十五号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四十号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字関屋
三九六二番五 一号及び四十五号
三九六二番六 二号から七号まで、四十三号及び四十四号
字登上り
四〇〇六番一 八号から十四号まで
四〇〇六番二 十五号
地先道路敷
四〇〇三番一 十六号から十八号まで

- 二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宇陀川三本松
(二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から五十号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県宇陀市室生三本松
四〇四三番 一号及び四号
四〇四四番 二号
四〇四二番 三号
四〇四九番二 五号及び六号
四〇九八番 七号及び八号
四一〇〇番 九号
四一〇七番 十号
四一〇六番 十一号及び二十四号から二十六号まで
四一〇五番一 十二号及び十三号
四一〇五番二 十四号
四一〇六番三 十五号から二十号まで
四一〇六番四 二十一号及び二十二号
四一〇六番四 二十三号
四一〇六番四 二十七号及び二十八号
四〇九九番 二十九号及び三十号
四〇五三番 三十一号
四〇五一番 三十二号
四〇六九番 三十三号
四〇三六番 三十四号から三十六号まで
四〇三四番 三十七号から三十九号まで
四〇三三番 四十号及び四十一号
四〇三三番 四十二号及び四十三号
四〇〇二番 四十四号
四〇〇九番 四十五号及び四十六号
四〇〇〇番 四十七号から四十九号まで
三九三三番 五十号
地先水路敷

- 奈良県宇陀市室生大野
一四九三番一 一号及び三十六号から四十号まで
一六五七番一 二号、四号及び五号
一四九二番一 三号及び六号から三十五号まで

○国土交通省告示第六十四号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和二年十月一日

- 国土交通大臣 赤羽 一嘉
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神納川

二 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和五十二年建設省告示第八百九号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。)

奈良県吉野郡十津川村大字杉清
二四四番二 一号から五号まで及び四十一号から五十八号まで

- 二五二番一 六号から二十二号まで
二五〇番一 二十三号から二十六号まで
二四四番一 二十七号から三十四号まで
二四四番一 三十五号から四十号まで

○国土交通省告示第六十五号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六条第一項の規定により、次の土地において、令和二年から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和二年十月一日
国土交通大臣 赤羽 一嘉
一 神納川
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域(平成三十年国土交通省告示第六百五十九号で指定した土地の区域を除く。)

奈良県吉野郡十津川村大字杉清
二四四番二 一号から五号まで及び四十一号から五十八号まで
二五二番一 六号から二十二号まで
二五〇番一 二十三号から二十六号まで
二五〇番一 二十七号から三十四号まで
二四四番一 三十五号から四十号まで